

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会 第5回会議
開催日時	平成18年 5月24日（水） 午後 1時30分から 午後 3時10分まで
開催場所	玉村町役場 2階 小会議室
出席者	審議会委員 13名 事務局 5名 以上18名
会議の議題	1. 議題 1) 前回説明した条文の質疑について 2) 全体質疑 その他 1) 第4回会議録の公開について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおり

会 議 経 過

1. 開会

・事務局 皆さん、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、玉村町自治基本条例に関する審議会 第5回会議を始めさせていただきます。

それでは、最初に会長からご挨拶をいただきます。

・会長 皆さん、こんにちは。前回までは各条文についての説明を幹事にしていただき、質疑を行ってききましたが、全ての説明が終わりました。

今回は審議委員だけで、これまでに出了意見も踏まえて、具体的な中身の検討を行うことになりましたので、活発な発言をお願いします。

今までに行ってきた会議のなかで、自治基本条例の性格が、マクロ的と言いますか、非常に大きな投網を打ったようなもので、個別の内容については、例えば、環境関係でしたら環境基本条例など様々な細かい条例・規則があり、その上に被さっているようなものと認識しております。

今回とあと1回会議が予定されておりますが、十分われわれで意見を出し合い、中身を検討して、来るべき時に町長に向けて答申できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは早速議題に入りたいと思っております。

2. 議題

1) 前回会議で説明した条文の質疑について

・会長 議題の1「前回会議で説明した条文の質疑について」ですが、前回の会議で幹事より説明を受けた条文につきまして、意見等ございましたら事前に書面にてご報告頂くことになっていました。特に報告は無かったようですが、ご意見ございましたらお願いします。

ないようですので進めてよろしいでしょうか？またあとで気づいた点がありましたら出して頂くということで次の議題に進めさせていただきます。

2) 各条文説明と質疑について

・会長 次は議題2「全体審議」ですが、事務局から各章を朗読させますので、各章ごとに審議を行い、特に、今まで意見のあった部分について重点的に行うというかたちで進めさせていただきます。それでは事務局、お願いします。

・事務局 前回の審議会ですべての条文の説明が終わりましたので、審議を行うのは今回が最終段階ということになろうかと思っております。もう一度全ての章につきましてご審議頂きたいと思っております。

(事務局前文朗読)

・**会長** 今、前文を朗読して頂きました。このなかで、皆さんにお配りしている資料のとおり意見がありました。前文8行目に「品位・品格を保ち、誇りの持てる」を加えてはどうかということではありますが、どうでしょうか？

・**委員** 第1章第1条でも同じような意見がありますので、そちらに加えれば前文はこのままでいいのではないのでしょうか？

・**会長** どうでしょうか？第1章にも同じような意見が出ていますので、そちらで協議し、前文は草案どおりとして、次に進ませていただいてよろしいですか？

それでは、次に進みます。

(第1章朗読)

・**会長** 続いて目的です。第1章第1条の「住みよいまちを築くことを目的とします。」の「住みよいまち」を、「誇りに思えるまち、住む喜びを実感できるまち」に変更するということでしょうか？

・**委員** 「誇りに思えるまち」の意味合いは、「住む喜びを実感できるまち」を「住みよい町」ということですから、あまり長い付け加えはやめて、理念が分かりやすい文言を付け加えるということではいかがでしょうか？

・**会長** 「誇りに思える」というのはどうでしょうか？

・**委員** 「思える」というのはあまりしっくりこないのではないのでしょうか？

(委員数名から「誇りの持てる」ではどうかという意見あり)

・**会長** 「誇りの持てる」でよろしいですか？

(全員賛成)

それでは「住む喜びを実感できるまち」はどうしますか？

・**委員** 「誇りの持てる町」だけでいいのではないのでしょうか？

(全員賛成)

・**会長** それでは第1条を「誇りの持てる住みよいまち」として、前文はそのままということでは次に進みます。

(第1章第2条朗読)

用語の定義はこのとおりでよろしいですね？それでは次に進みます。

(第2章朗読)

第2章については、特段今まで意見は出ていませんが、なにかご意見ご提案ございましたらお願いします。

・委員 これはごく当たり前のことだと思いますので、このとおりでいいと思います。

(各委員から賛成の声あり)

・会長 確かにこのとおりだと思いますので第3章に進みます。

(第3章朗読)

この章につきましても今まで意見はなかったわけですが、次に進んでもよろしいでしょうか？

それでは、次に進みましょう。

(第4章朗読)

第4章第9条に、評価をする権利をいれてはいかがでしょうかという意見があったようですが、第10章が評価ということですので、そこで議論してはいかがでしょうか？

・委員 評価をする権利をいれたほうがいいのではと発言したのは私なのですが、地方分権社会の中では、住民が評価をする権利をきちっといれたほうがいいと思います。もし、みなさんが10章にあるからいいとおっしゃるのであれば結構ですが、今まで住民が評価する権利ということが手続き上なかったことなので、ここで謳っておいた方がいいと思います。

・会長 確かに10章で評価がありますが、町の行政が仕事をする、議会がどういう活動をしているかということや町民は評価をしている。また、町民が発言したことに対して他の町民は見ている。そこで、評価をする権利をどういう言葉でどのように入れていくかということも、併せて考えて頂きたい。

・委員 第10章第2項の中に「外部評価も含めもっともふさわしい方法を採用します。」とありますので、ここに具体的なことを盛り込めばいいのではないのでしょうか？

・会長 ○○委員の意図は、われわれ個人個人が評価をする権利を持っているということや謳い込んだ方がいいのではないかといいことだと思います。

・委員 情報開示を受ける権利は謳っているわけですから、住民のもつ3つの権利、情報開示を受ける権利、評価の権利、後もう一つはちょっと忘れてしまったのですが、3つの基本的な権利を並べた方がいいと思うのです。基本条例なのでありますから。

・会長 それでは具体的にどのように書けばいいと思われませんか？

・委員 今言ったように3つの権利を並べた方がいいと思います。この基本的な権利をきちっと住民に知らせた方がいいと思うのです。

・会長 例えばどういう文言が入った方がいいか、最後までに少し考えておいて頂いて、最後にもう一度議論しましょう。

それと情報の提供を受ける方法を明記したらどうかということですが。

・委員 あくまでも基本条例で、大原則を決めるものだから、個々の具体的な内容などはそれぞれの条例などで決めるべきで、細かいことは入れる性格のものではないと思います。

・会長 そのとおりだと思います。それでは第5章に進みます。

(第5章朗読)

ここでも議員の具体的な役割と責務を明記したらどうかという意見が出ていましたが。

(各委員より)

議会の役割はここに書いてあることで全てを表しているとの意見が出された。

・会長 そうですね。議会の役割はこのとおりだと思いますので、条文どおりでよろしいですね？それでは第6章お願いします。

(第6章朗読)

第6章については、第14条第2項の「コミュニティの自主性及び自立性を尊重し」を「コミュニティ及びボランティア、NPO団体の」にしたらどうでしょうかという意見が出されていますが、どうでしょうか？

・委員 コミュニティの定義として、第1章第2条 用語の定義の(5)で「互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた住民組織及び集団をいいます。」とありますので、ここでは細かくいう必要はないと思います。

・委員 自治基本条例を作る目的は、今まで納税をして町にいろいろなことをしてもらっていた住民が、自主的にいろいろなことをやっていこうということで、ここで細かく書いてしまうとそのあたりがぼけてしまうような感じがしますので、このままでいいと思います。

・会長 ひろくとらえられる言葉で冠をつけるということによろしいでしょうか。

次に、第15条第2項の「職員は、町づくりの基本理念にのっとり、職務を遂行します。」の「のっとり」という文言がしっくりこないということですが、どうでしょうか。

・委員 これは私が発言したのですが、もっと砕いた分かりやすい表現として「町づくりの基本理念に基づき」という言葉に置きかえてはいかがでしょうか？

・会長 確かに法律の条文などには「のっとり」という言葉をよく使うと思うのですが、「基づき」でも意味合いは同じだと思います。〇〇委員は分かりやすい言葉の方がいいのではとのお考えのようですがよろしいでしょうか？

(各委員より賛成)

あと、第16条の「柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。」の「対応でき」を「対応し」にしてはどうでしょうかという意見ですが。

・委員 これも私が発言したことなのですが、「でき」という言葉よりも「し」のほうがいい

いと思いましたので。

・会長 これは、町の組織機構が、住民の多様な行政要望に、柔軟かつ迅速に対応できるように機構編成に努めるということを「でき」という言葉で表していると思うので、「し」よりも「でき」のほうがいいと思うのですが。

・委員 そうですね。

・会長 それではここは草案どおりでよろしいですね。それでは第7章。

(第7章朗読)

いかがでしょうか。第2項は第1項でいっていることとだぶっているような気がしますが、「まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます」ということだからいいですか。19条「町は、個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報収集の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。」は文章が長すぎるような気がしますので、「ないよう」のあとに「し」をいれたほうがいいと思います。

(各委員賛成)

ほかにありますか。ないようですので次に進みます。

(第8章朗読)

第8章についてはどうですか？特にないようですので第9章お願いします。

(第9章朗読)

第9章財政について、なにかご意見ご提言がございますか。これはこのとおりだと思いますので次に進んでいいでしょうか。それでは第10章評価に進みます。

(第10章朗読)

どうでしょうか？ここでは、町が行った事業に対して内部で評価するだけでなく、外部の評価を含めもっともふさわしい方法を検討することだとすると、住民が評価する権利もここに含まれるのではないかと思います。そうなると、第10章はこれでいい

と思うのですが、第4章のなかに、評価をする権利をどう入れていきましょうか？

・委員 この文章だけですと、住民がどのように評価に参加するということが具体的に見えてこないのですが。

・委員 ここは評価のことをいっているわけで、私は住民の権利として、評価をする権利を謳って欲しいと思います。

・委員 第2条用語の定義(4)で、参画とは「町が実施する施策、事業等の計画の立案、策定、実施、評価等に住民が参加することをいいます。」とありますから、第9条1項に「まちづくりに参画する権利を有します。」の参画という言葉の中に、評価する権利も含まれています。ですから、あえて第4章にいれなくてもいいと思います。また、第10章の外部評価にも町民は入っていると思います。

・会長 ○○委員の言われていることは、草案の中のあちらこちらに「参画」という言葉が出てきますが、これは第2条で定義しているとおりに、計画の立案から策定、実施、評価まで住民が参加することとしているので、あえて、評価する権利について謳わなくてもいいのではないですかというご意見ですが。

・委員 基本条例ですから、住民の権利として評価をする権利をここで謳った方がいいのではないのでしょうかと考えるのですが。

・会長 ほかにどうですか？いろいろな意見が出ていて当然ですから。事務局、草案作成時にこのことについてなにかありましたか？

・事務局 特にはありませんでした。

・委員 確かに評価をする権利は大事だと思いますので、第4章の3項として評価する権利をいれてはどうでしょうか？

・会長 例えば具体的にどのような言葉でいればいいでしょうか？○○委員、なにか良い言葉がありますか？

・委員 私は、具体的に入れてしまえばいいと思います。最初に参画する権利、2番目に情報を取得する権利、3番目に評価をする権利。

・委員 第9条の1項で参画する権利を有しますとありますよね。その参画という言葉に全ての意味が込められていると思うのですが。

・委員 これからのまちづくりには評価をする権利ということが大変大事になってくるのだと思います。だから、参画という言葉に含まれているとは思いますが、あえて別に打ち出した方がいいと思います。

・委員 3項として評価をする権利を入れればいいのかではないでしょうか？

・委員 ○○委員の言われることはもっともだと思います。住民が評価をする権利を持つということは大変大事だと思います。ただ、先ほどから何度か出ていますが、用語の定義のなかで、参画という言葉は評価をする権利も含まれているので、どのような言葉で条文にしたらいいのか。

・会長 そうですね。参画という言葉の中には、町の行ういろいろな事業や、町長・議会に対して絶えず評価をしているということが含まれているので、どのような言葉で入れたらいいのでしょうか？

・委員 第10章の評価の外部評価のなかに、いい言葉で入れられればいいのかと思うのですが。

・会長 外部評価という中には、町が行った事業の評価を町が自ら行うだけでなく、外部、これは町民も当然入りますし、専門的なこと、税務のことならば税理士が入るでしょうし、司法のことでしたら専門な人が入るという意味でしょう。

・委員 そこで、住民の評価も外部評価の中に含まれるということをもっと分かりやすく表現できればいいと思うのですが。

・委員 私は、やはり第4章の中に入れた方がいいと思います。町が自己評価をしたのではうまくいかないのだと思います。評価の権利が出てきているのだと思います。なれ合いの評価ではだめなんですよ。

・委員 確かに自分たちが自分たちの行ったことを評価したのではだめですよ。

・委員 第2条で、参画のなかに評価を行うことも含まれているので、あえて入れなくてもいいと思うのですが。

・会長 それでは事務局、今後、もう一度協議するのか分かりませんが、このような意見があったことを付記しておいてください。

・委員 第10章2項で外部評価を含めとありますが、草案作成の段階でなにか意見が出されていなかったか？

・**事務局** 評価制度とはどういうことかということだと思いますが、政策評価、施策の評価、事務事業についての評価、そういったものを含めて行政評価という表現をするのではないかと。それを事前・中間・事後といった、何時行うということではなく、一定の基準・指標を持ってそれぞれの段階において、妥当性であるとか、達成度などを判断することではないでしょうかということが草案作成時にはでていました。

・**委員** そうしますと、行政評価となると、すごく専門的な知識が求められると思います。そういうなかでどのように外部評価を取り入れていくのか。

・**事務局** 外部評価についての具体的な評価の方法ですが、先ほど申しました行政評価は、行政が行う事業についてのある程度専門的な評価のことです。ここで言っているのは、何を評価するかによって、それぞれ一番いい方法を選びましょうかということですので、細かくは書けないということです。

・**委員** 外部評価の中にしっかり住民が入ってこない、〇〇委員の言われたことが生きないと思います。

・**事務局** 今まで聞いていて思ったのですが、第10章の2項で、町がふさわしい方法を採用しますということだと、町が行った事業の評価を町が自ら行って、評価をするところも町が決めるということでは、〇〇委員が言われるとおりにおかしいのではないのでしょうか。町という言葉には議会が入っていないとすれば、議会が決めますということにすれば第3者が決めるということになります。住民が決めるということになると、イニシアチブをとる人がいないと思いますので、どこかが承認して評価方法を決めるということにすれば、中立性が保てて、〇〇委員の言われていることが反映されると思います。

・**委員** 私の意見はそんなに難しいものではなくて、評価する権利とは、住民がいろいろな住民サービスを受ける、それを評価する権利であって、専門的なことをいっているのではないのです。これからの住民主体のまちづくりにおいては、専門分野に任せるのではなくて、住民が自ら評価するということが大事になってくると思いますし、そういう町でしたらいい町ができると思います。

・**事務局** 北海道のニセコ町で自治基本条例を作ったきっかけは、住民が評価する機会が4年に1度の選挙の時だけで、その間はなにも言うことができない。そこで、個々の段階でどうやって住民が評価できるか、住民自治を推進するのであれば、住民がもっと言う機会を増やそうということが基本で、それが全国的に広まったわけです。

・**委員** ここで言っている外部評価では住民は参加しづらいですね。

・事務局 外部評価という言葉は、単に地方自治法上の外部評価を使っているものではなく、もっと広く一般住民も含めた意味で言っている外部評価なのであれば話は変わってくると思うのですが。

・委員 草案作成時の考え方はどちらなのでしょう。

・事務局 ちょっと記憶にないのですが。ただ、現在、よく使われている参画という言葉は、町民がまちづくりに参加していろいろな考えを提案したり、町の考えを評価したりすることをそっくり含めて参画。また、町は情報の提供を受けなければ参画をしていただけませんので、草案ではこの2つをセットとして住民の権利と設定していると思います。先ほどの評価の仕組みですが、外部評価というと、議会も町政の執行を評価していますし、監査委員も評価をしていますが、町民の評価としては、現在、広く町民の意見を聴くために公聴機能の強化として、広報にはがきを折り込むとかを行って、評価とは若干意味合いが違いますが、様々な意見を吸収しようとしているわけです。

評価ということになりますと、行政の行うまちづくりに対して、その対象毎にもっとも効率的な仕組みを作っていくのがいいと思います。例えば、自治基本条例を策定するに当たって、パブリックコメントとして策定の課程からホームページに掲載し、全町民から様々な意見を聞いたりするということをやったところもありますし、それ以外で専門的な知識を有することが求められることでしたら、附属機関や審議会などを作って評価をしていただくとかの、それぞれに合った評価の仕組みを作っていくということだと思います。ただ、先ほど事務局〇〇が言ったとおり、町が自ら行ったことを自ら評価し、その方法も町が決めるということになりますと、行政の独りよがりになるきらいがあるというか、その点は注意しなければならないと思います。

・会長 外部評価とは町だけで評価をするのではなく、町が頼むかもしれないが、違う目で外部の人に評価をしてもらう。それは正しい評価をするための1つの方法だと思いますからこれはいいと思います。ただ、〇〇委員が言われている、私個人が評価をする権利を10章に入れるか、4章に入れるのか、どうでしょうか？

・委員 私は、言葉は分かりませんが、第4章の住民の権利の第3項にはっきり入れた方がいいと思います。

・事務局 第9条の1項、参画する権利のなかには評価をする権利も含まれていますので、〇〇委員のいわれるとおり分かりやすく第3項として付け加えるということであれば、第1項で参画という言葉を使わないで、別の言葉に替えて評価を加えるということと併せて考えて頂きたい。

・会長 参画という言葉はあちこちに出てくるし、言葉の定義もきちんとしてあるから

削除してしまうわけにはいかないですね。そうなると、参画するという言葉の中に評価をすることも含まれるから、だぶってしまうことになる。しかし、評価する権利は大変大事なものだからきちっと書いて欲しいというのが〇〇委員の考え方です。では、どういう言葉で入れればいいのでしょうか？「わたくしたち住民は、まちづくり等について評価する権利を有します。」とすると、第1項とだぶってしまうんですね。

・委員 参画のところにかっこ書きで用語の定義を書いたらどうでしょうか。〇〇委員は評価をする権利をここにはっきり書いて欲しい、参画という言葉に消されてしまうような気持ちがあると思いますので、ここでかっこ書きにして説明をいれてはどうでしょうか。

・会長 それでは、だぶってもいいとすれば、3項として「わたくしたち住民はまちづくり等に対して評価をする権利を有します」を加えれば、主体的に参画する権利と情報を取得する権利、評価の権利が謳い込める。

・委員 審議会は草案を作る機関ではないのですから、いろいろな意見が出たということ報告すればいいと思いますので、ここで結論を出さなくてもいいのではないのでしょうか。

・会長 そうですね。それでは第4章の3項として評価の権利を加えた方がいいのではないかという意見が強くあり、「わたくしたち住民はまちづくり等に対して評価をする権利を有します」という条文を加えた方がいいのではということ記録して頂いて、次に進みましょう。

・委員 あと、10章第2項の外部評価は、具体的にどう捉えたらいいのかということ分かりやすく説明して欲しいと思います。

・委員 外部評価と一口に言っても、ものすごく広い意味になりますから、もう少し分かりやすく具体的に説明したほうがいいと思います。

・会長 それでは、用語の定義に外部評価の分かりやすい意味を付け加えるとかでいいのではないのでしょうか。外部評価の定義の中に「住民」が入れば、第9条に3項を付け加えなくても解決すると思うのですが。

・事務局 25条の、町自体が、外部評価を含めもっともふさわしい方法を考えることが問題であるとするれば、言葉を定義することでは解決しないと思います。

・会長 そうではなくて、外部評価の意味は、町の都合のよいところをお願いをするということではなく、これは住民に聞いた方がいいとか、これはなにに団体に聞いた方

がいいとかそれぞれあるわけで、そういうなかでもっともふさわしい方法なわけですから、そのことを外部評価という言葉の定義としてしっかり書いてあれば、第9条の問題は解決するのではないかと思うわけで、それを審議会の意見だったということで報告してください。それでは、第11章からはまとめてお願いします。

(第11・12・13章朗読)

11章、12章、13章についてどうでしょうか？意見がないようですのでこの通りでよろしいと思います。

・事務局 講演会をしていただいた熊倉先生より、第29条の2項で「この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。」とありますが、誰が見直すのか明記した方がいいのではという提案がありましたかどうか？

・会長 1項の「町は」を読み替えして、町が見直すということでいいのではないのでしょうか。皆さんどうでしょうか。

(意見なし)

特に意見もないようですので町が見直すということで結構だと思います。これで全ての条文についての審議が一通り終わりましたが、ほかになにかありますか？

・事務局 一つ資料に漏れてしまったのですが、第10条の2項で「わたくしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。」の「責任を持ちます」という文言がきついのではないか、「自覚を持ちます」に代えてはどうかという意見があったのですが。

・委員 まちづくりの主体なわけですから責任を持つべきだと思いますので、条文どおりでいいと思います。

・委員 私も、ある程度責任を持たないと無責任にいろいろな発言をされても困りますので、このままでいいと思います。

・委員 私も行動と責任を持った方がいいと思います。

(全員賛成)

・会長 それでは検討事項は全て終わりましたが、評価の件などについてはしっかりメモしておいて下さい。そして、今後の進め方として、もう1度会議がありますからそこでもう一度検討するのか、こういう意見がありましたということを書き添えて町長に提出するのか、事務局はどう考えていますか？

・事務局 いままでの会議と同様、会議録を作成し送付しますので、ご確認頂きます。

また、本日の内容で草案を訂正し、訂正版について次回の会議で幹事も含めて検討し、条例案として町長に提出したいと考えております。

・**会長** 次回の会議は6月28日を予定しているようですが、農家は田植え等にあたるので予定をずらして7月4日に開催したいと思います。それまでに今日の意見をまとめてもらい審議しましょう。本日の審議は全て終了しましたので議長の座を降ろさせていただきます。

・**事務局** その他といたしまして、第4回の会議録の、町ホームページへの公開の件ですが、会議の開催通知と一緒に送付してあります会議録に対して訂正する点等ありませんか？

(意見なし)

ないようですので、ホームページにアップします。次回会議につきましては、先ほど決まったとおり7月4日火曜日の午後1時30分から役場3階大会議室で行いますのでご予約をお願いします。また、今回は幹事のみなさんにもご出席頂きます。

・**事務局** 草案を町長に提出するときに経過の説明や特に考慮した点を書いたものを草案と一緒に提出したのですが、草案の審議が終了し、条例案として町長に提出するときも審議会の考えを記したものを一緒に提出することになると思います。これを会長にお願いしたいと思いますがよろしいですか？

・**会長** 分かりました。

・**事務局** それでは本日の審議会を終了します。ありがとうございました。